

資格情報証明書について

一般社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部

1. 資格情報証明書交付について

保持資格の確認は、「資格証明書（カードタイプ）」によることを基本としておりますが、確認用資料として「資格情報証明書」の交付（有料）も行っておりますので、ご利用ください。

なお、「資格証明書（カードタイプ）」及び「資格情報証明書」についての照会が必要な場合は、認証事業本部資格照会係宛にお電話（03-5609-4014）にてお問合せください。

2. 資格情報と資格情報証明書

- ・ 資格情報は、資格保持者の届け出により、最新の資格情報に管理されています。
- ・ 資格情報証明書は、その最新の資格情報を証明書として交付したものです。
- ・ 現在有効な資格でなければ資格情報証明書は交付できません。
- ・ 交付時期の関係で「資格証明書（カードタイプ）」と「資格情報証明書」の記載情報に相違が出る場合があります（資格証明書交付後の婚姻等による姓名変更等）。
- ・ 相違が出て困る方は、資格証明書の再交付（有料）手続きも同時にとるようにしてください。

3. 資格情報証明書の管理

- ・ 資格情報証明書は個人情報となりますので、請求する資格の登録者の承諾が必要です。承諾のない場合、交付することはできません。また、個人情報として登録されている送付先にのみ交付いたします。
- ・ 資格情報証明書は交付番号及び管理情報コードにより管理され、不正使用できないよう措置を講じております。
- ・ 資格情報証明書に記載された交付番号は資格情報証明書1枚ごとに異なります。よって、同じ資格の資格情報証明書であっても、同じ交付番号が使用されることはありません。
- ・ 資格情報証明書は原本をもって有効としますので、複写（コピー）したものは無効となります。また、用紙はコピー防止用紙を使用しており、コピーすると「無効」の文字が浮き出てきます。

4. 資格情報証明書の交付手続き

- ・ 交付手続きについては「資格情報証明書交付手続きについて」をご覧ください。

以上